

令和6年度壬生町清掃センター資源物 買取事業者入札参加資格登録者募集要項

壬生町（以下「発注者」という。）では、壬生町清掃センターから発生する資源物の買取事業者（以下「受注者」という。）を募集し、事後審査型条件付き一般競争入札によって決定します。

入札に参加を希望される方は、本募集要項等をよく読み、内容を承知した上で応募してください。

1 目的

壬生町清掃センターから発生する資源物を売却し、受注者が適正に再資源化することにより、循環型社会の形成を促進すると共に、事業者の選定方法の透明性及び公平性を図りながら、町の有効な自主財源を確保することを目的とします。

2 物品

可燃系資源物（新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック、布類）

不燃系資源物（アルミ缶プレス、鉄缶プレス、鉄くず（雑品））

3 入札参加資格登録者要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り、入札参加資格登録することができます。

- (1) 法人にあっては、壬生町、栃木市又は下野市のいずれかの市町内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては壬生町で事業を営んでいること。
- (2) 関係法令に基づく許可を得て、自ら管理・運営し、本業種について1年以上の実績を有していること。
- (3) 関係法令、町条例・規則等、当該事業に関する各法を遵守できること。
- (4) 国税及び市町村税について、未納の税額が無いこと。
- (5) 次の要件をすべて満たすこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項および第2項各号に掲げられた者でないこと。

イ 役員等及び従業員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。

なお、ここでの役員等及び従業員等は次の者を指す。

- ① 個人である場合はその者を、法人である場合は、その法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者。
なお、役員には、法人に対して役員以上の支配力を有すると認められる者を含む。
- ② 経営に事実上参加している者。
なお、ここで「経営に事実上参加している者」とは次の者をいう。
 - ・ 株主又は社員として事実上経営を支配していると認められる者

- ・ 顧問、相談役、総括等の肩書きをもち、経営に関与していると認められる者
 - ③ 家族又は第三者の名義になっているが、名義人と同一生計にあると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の利益を図る目的又は損害を加える目的を持って暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に、暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者でないこと。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるような関係を有している者でないこと。
 - カ 役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者でないこと。
 - キ 役員等が、資源物の転売その他の処分にあたり、契約相手方が上記ア～カに該当する者であることを知りながら、当該契約を締結していないこと。
 - ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 本申込に係る提出書類中、重要な事項について虚偽の記載や重要な事実について未記載の事実がないこと。

4 条件等

(1) 契約の種別

1 kgあたりの単価契約とし、可燃系資源物については、全品目一括での単価契約とし、不燃系資源物については、それぞれの単価契約となる。

契約にあたっては、発注者指定の契約書にて契約とする。

入札書に記載する契約単価は、小数点以下第 2 位までとする。なお、資源物の品質の不良、その他の瑕疵があっても、発注者は、その担保責任を負わない。

(2) 種類及び搬出予定量

入札毎に入札説明書に記載します。(搬出量を保証するものではありません。)

(3) 搬出場所

可燃系資源物 壬生町大字羽生田 1 3 5 0 番地 3

壬生町清掃センター

不燃系資源物 壬生町大字壬生乙 3 5 5 3 番地 1

株式会社 日環 リサイクルワールド

(4) 搬出時間

資源物の搬出時間帯は、以下のとおりとする。

搬出場所	搬出日	搬出時間帯
壬生町清掃センター	月曜日～金曜日 (年末年始を除く。)	午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 0 0 まで (上記時間帯の中で、発注者が指定する時間。)
株式会社日環 リサイクル ワールド	月曜日～金曜日 (年末年始・祝祭日を除く。)	午前 8 : 3 0 ~ 午後 5 : 0 0 まで (上記時間帯の中で、発注者が指定する時間。)

(5) 積込み車両・重機

- ア 受注者は、資源物を安全に積込み・搬出できる車両で、壬生町清掃センター及び株式会社日環リサイクルワールド（以下「発注者側」という。）施設で対応可能な寸法の車両を使用すること。なお、壬生町清掃センターにおいては、原則4t車まで、車両サイズは長さ6.5m×幅2.7m、積載時最上部高さは3.3m【積載時最上部から地面の高さ】以下であること。
- イ 積込み重機はフォークリフトFD35以下、又はショベルローダSD35以下で、無限軌道は不可とし、ゴムタイヤに限る。
- ウ 原則として積込み車両・重機は受注者の持込みとし、燃料は受注者の負担とする。
- エ 車両・重機については、事前に運転者氏名・自動車登録番号・空車重量等を壬生町清掃センターに届出ること。また、任意保険の加入状況をあわせて提出すること。
- オ 発注者側施設内における、積込み車両・重機の事故等についての責任は、すべて受注者が、負うものとする。
- カ 契約期間中の積込み重機は、発注者側が指定した場所に保管することができる。但し、発注者側は、保管に関する責任を負わない。

(6) 積込み及び搬出作業

- ア 受注者は、発注者の指示に従い、発注者側の業務に支障のないように積込み及び搬出を行うこと。なお、可燃系資源物はストックヤードの保管量を超過しないように、上記の時間内に毎日1回以上確実に搬出を行うこと。但し、在庫がない場合はこの限りではない。
- イ 資源物は全て地上渡しとし、資源物の積込み作業は、受注者自ら行うこと。
なお、積込みに必要なパレット及び一時保管するためのコンテナ等、必要とする機材は受注者が用意する。また、持込・使用に関しては、事前に発注者側の承諾を得ること。
- ウ 積込みの際に散乱した資源物は、受注者の責任において清掃・撤去を行うこと。
- エ 受注者は、積込みを行った資源物が運搬中に周辺道路等に飛散・落下しないようにシート又はネットで覆う等の十分な対策を講じること。

(7) 売却数量の確定方法

- ア 資源物の売却数量は、発注者側が指定する場所に設置された、計量法の規定に基づく特定計量器により計量を行ない、計量結果として発行された計量伝票の数量をもって確定する。
- イ 計量は、資源物の積込み前、及び積込み後に行う。

(8) その他注意事項

- ア 発注者側施設内は、廃棄物収集車・廃棄物搬出車・一般車等が通行しているため、資源物の積込み及び搬出作業の実施にあたっては事故・災害等の防止に細心の注意を払うこと。
- イ 資源物の積込み及び搬出作業時は、発注者側内の施設を損傷しないよう細心の注意を払うこと。なお、万一当該施設を損傷した場合は発注者に報告のうえ、受注者の費用と責任において速やかに応急措置及び原状回復を行うこと。
- ウ 受注者は本契約に係る法令、条例等これを遵守し、必要な届出及び手続き等を行うこと。
なお、資源物の再資源化施設で発生した廃棄物についても、関係法令等を遵守し、受注者の責任において適正に処理すること。
- エ 受注者は、業務を第三者に委託してはならない。
- オ 古紙古布分別作業員及び場内作業員と連携をとり協力し作業員の安全を確保す

ること。

(9) 契約締結後の提出書類

受注者は、契約締結後契約期間開始日までに以下の書類等を発注者に提出することになる。

- ① 搬出車両の運転者氏名・車検証(写)…………… 1部
- ② 積み込み重機の運転技能講習修了書(写)…………… 1部
- ③ 収集運搬から再資源化までの業者名、再資源化施設名及び所在地等を記載した再資源化フロー(任意様式)
- ④ 必要に応じ、上記③を証明する書類(パンフレット、提携業者との契約書の写し等)
- ⑤ その他、発注者が提出を求めた書類(別途、入札説明書に掲載します。)

(10) 報告書の提出等

受注者は、契約開始日以降、以下の書類等を発注者に提出することになる。

- ア 資源物の搬出重量については、翌月10日までに、当月分の報告書(様式第11号)を提出し、その確認を得ること。
- イ 受注者は、業務の実績を明らかにするため、資源物の再資源化状況及び利用状況(様式第12号)について委託期間終了までに、発注者に報告すること。
- ウ 上記の他、発注者の求めた調査・報告に協力すること。

(12) 代金の納入

資源物の売却代金の納入については、発注者の発行する納入通知書により期限までに確実に納入すること。

なお、発注者の請求額に円未満の端数が出た場合は切り捨てとする。また、納付期限については、これを厳守すること。

(13) 協議事項

- ア 搬出時間・経路については発注者側と協議すること。
- イ その他、仕様書等に定めのないものについては発注者と受注者で協議するものとするが、軽微な事項については発注者の指示によること。

5 入札参加資格登録申込書等の提出

令和6年度に売却する資源物の入札参加を希望する方は、入札参加資格登録申込書(様式第1号)、誓約書(様式第2号)、業者登録カード(様式第1の2号)を提出してください。

令和6年度の登録有効期間は、申請書が受理された日から令和7年3月31日までになります。

また、登録後の登録内容の変更等については随時、入札参加資格登録記載事項変更届(様式第5号)を提出してください。

(1) 提出方法及び提出場所

入札参加資格登録申込書(様式第1号)、誓約書(様式第2号)、業者登録カード(様式第1の2号)に必要事項を記入し、壬生町清掃センターまで持参してください。なお、郵送、電話、ファクシミリ及びインターネットなどによる受付はいたしません。

入札は四半期毎(年4回)執行する予定ですが、入札を執行する日の前月末までに登録申込書を提出し、受理された方が入札に参加できる有資格者となります。

6 質問及び回答

募集の内容に対する質問及び回答は次のとおり行います。

(1) 質問の提出

質問は随時受付します。

(2) 提出方法及び提出場所

質問は、質問書（様式第3号）により壬生町清掃センターへ直接持参するか、ファクシミリで提出してください。ただし、ファクシミリで提出した場合は、必ず電話で着信したことを確認してください。

(3) 回答方法

回答は、回答書（様式第4号）により、質問者に対し随時、書面（ファクシミリ含む。）で回答いたします。

7 問い合わせ先

〒 321-0234

壬生町大字羽生田 1350 番地 3

壬生町清掃センター

TEL 0282-82-3424

FAX 0282-81-1539